

公募型プロポーザル実施要領

安八温泉保養センター館内において
自動販売機を設置し、管理・運営業務を行う者の公募
(瓶牛乳等)

安八温泉保養センター

令和6年

1 目的

安八温泉保養センター（以下「安八温泉」という。）における利用者の利便を図るため、自動販売機を設置し、管理・運營業務を行う者を募集するものである。

2 貸付物件の概要

(1) 設置場所

岐阜県安八郡安八町中須202番地

安八温泉内1階（別添「自動販売機設置予定場所」参照）

(2) 貸付面積

約 1.2㎡（使用済み容器回収箱・機器放熱予知含む）

(3) 設置機種及び台数

瓶牛乳対応式 1台

(4) 設置の時期

令和6年6月1日以降

(5) 管理方法

ア 機械の不備・故障・苦情に即時対応できること

イ 容器・包装紙・パック・瓶等ゴミの回収・処分が適切にできること。

ウ 自動販売機を設置するにあたり転倒防止など安全に十分配慮すること。

3 設置の条件

次の事項の他、詳細については契約の際に提示する。

(1) 施設・設備

ア 自動販売機の設置、交換、移動、撤去は、事業者の費用と責任にて行うものとする。

イ 設置工事については、工事開始前に安八温泉と事業者の間で設計及び施工の協議を行った上、安八温泉の承認を得ること。

ウ 自動販売機の設置場所を変更するとき又は、自動販売機の交換をするときは、安八温泉と事業者が事前に協議をしたうえで行う。

(2) 設置の手続き

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により、行政財産の目的外使用の許可申請を行うこと。

(3) 貸付期間及び期間の更新

ア 使用許可期間は、使用許可の日(令和6年4月1日予定)から1年間とする。なお、この期間満了の1ヶ月前までに、双方いずれからも、何らかの申し出がない場合は、さらに、1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

イ 貸付契約を解除する場合は、期間満了日の1ヶ月前までに書面にて提出すること。終了後の撤収に要する期間についても、使用許可期間に含む。

(4) 貸付料・販売手数料

ア 事業者は、自動販売機の売上本数×販売価格×販売手数料を計算した上で、報告書を作成し、安八温泉(安八町)に提出する。また、販売価格が同一でない品物を販売する場合は、販売価格ごとに計算し提出する。

- イ 安八温泉は、事業者が提出した報告書を基に、請求書(納付書)を作成し、貸付料として事業者販売手数料を請求する。なお、3ヶ月分ごとに年4回請求する。
- ウ 自動販売機にかかる電気料、水道料金等の光熱水費については、販売手数料に含むものとする。
- エ 上記以外の事象が発生した場合は、その都度、双方で協議の上決定する。
- オ 参 考
 - 令和5年度 現在 入館者1月平均 5,386名/月
 - 令和5年4月～12月 9ヶ月平均 1,003本/月

4 事業者選定方式

事業者においては、設置場所の施設の性格から、良質なサービスを提供できる事業者の能力や過去の実績等を総合的に評価することが適当であると判断されるため、公募型プロポーザル方式を採用することとし、審査の上、決定する。

5 事業者を決定するまでの手続き【予定】

- (1) 公示広告 令和6年5月1日(水)
- (2) 参加申込受付期間 令和6年5月1日(水)～5月20日(月)午後5時まで
- (3) 参加資格確認結果の通知 令和6年5月27日(月)までに通知
- (4) 現地説明会(希望者) 令和6年5月28日(火)～5月31日(金)
- (5) 質疑受付 令和6年6月3日(月)～6月6日(木)午後5時まで
- (6) 質疑に対する回答(予定) 令和6年6月14日(金)
- (7) 企画書の提出期限 令和6年6月21日(金)厳守
- (8) ヒアリング(提案説明) 令和6年7月初旬
- (9) 審査結果通知(予定) 令和6年7月中旬

6 参加要件

参加資格要件として以下の要件を全て満たし、かつ、別紙3「提出書類一覧」の1から3までを提出する者。

- (1) 安八町暴力団排除条例(平成24年安八町条例第一号)第二条第一号に規定する暴力団又は同条第二号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (2) 上記に掲げる者から委託を受けた者並びに関係団体及びその役員または構成員でないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営・販売した直近3年以上の実績を有していること
- (4) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条1項の更生手続開始になっているとき。民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始になっているとき。手形又は小切手が不渡りになっているとき等。ただし、町が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)でないこと。
- (5) 租税を完納している者。

7 参加申込

(1)「5事業者を決定するまでの手続き」の(2)に示す期日までに、次の書類を作成し、郵送又は持参にて提出すること。

①公募参加申込書 別紙1

②別紙3提出書類一覧のうち、1から3までの書類

(2)参加資格確認終了後、結果の通知を送付する。

8 現地説明会

希望者に対しては、「5事業者を決定するまでの手続き」の(4)に示す期間に行うので事前に申し出ること。

9 質疑及び回答

質疑及び回答については、「5事業者を決定するまでの手続き」の(5)及び(6)に示す期間に行うものとする。なお、質疑にあたっては別紙2を使用すること。

質疑は、「13その他」(2)に記載の提出先に提出すること。

10 企画提案書の提出

別紙3「提出書類一覧」中、4(別紙4)及び5(別紙5)の書類、並びに別紙5「企画提案書」に記載事項を作成の上、「5事業者を決定するまでの手続き」の(7)の期限までに「13その他」(2)に記載の提出先に提出すること。

11 審査について

(1) 審査方法

プロポーザル審査会において審査する。

(2) ヒアリング(提案説明)

1社(者)あたり15分程度で簡潔明瞭に説明を行うこと。

(3) 審査結果

審査結果は、全ての参加者に対し個別に通知します。

(4) 決定の取り消し

次の事項に該当した場合は事業者としての決定を取り消す。

ア 正当な理由なくして、安八温泉(安八町)の指定する期日までに使用許可の手續に応じなかったとき。

イ 事業者の決定から使用許可申請の手續の間に、事業者について資金事情の変化等により自動販売機の確実な管理・運営・販売が履行できないと町が判断したとき。

ウ 提出された書類に虚偽が判明したとき、または、著しく社会的信用を損なう行為を行う等により、事業者としてふさわしくないと町が判断したとき。

エ 事業者が、「6参加要件」に記載する要件を満たさなくなったとき。

12 契約

契約書を2部作成し、双方で1部保管するものとする。

13 その他

(1) 留意事項

公募及び使用許可に関する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 参加申込書及び企画書を提出する場合は、持参又は郵送すること。

提出先

〒503-0126 岐阜県安八郡安八町中須 202 番地
安八温泉保養センター
TEL : 0584-64-5533
Fax : 0584-63-2022
E-mail : onsen@town.anpachi.lg.jp